

美里町行政組織規則及び美里町専門委員設置規則の一部を改正する等の規則
をここに公布する。

平成 29 年 8 月 25 日

美里町長 相 澤 清 一

美里町規則第 10 号

美里町行政組織規則及び美里町専門委員設置規則の一部を改正
する等の規則

(美里町行政組織規則の一部改正)

第 1 条 美里町行政組織規則(平成 18 年美里町規則第 3 号)の一部を次のよう
に改正する。

別表第 2 中「農村地域工業等導入促進審議会」を「農村地域産業導入促進審
議会」に改める。

(美里町専門委員設置規則の一部改正)

第 2 条 美里町専門委員設置規則(平成 18 年美里町規則第 6 号)の一部を次の
ように改正する。

第 1 条第 6 号中「農村地域工業導入」を「農村地域産業導入促進」に改める。

(美里町農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条
例施行規則の廃止)

第 3 条 美里町農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関す
る条例施行規則(平成 18 年美里町規則第 39 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。